

岩手県告示第749号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、その旨公告する。

なお、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、平成22年9月7日から同月27日まで関係書類を縦覧に供する。

平成22年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧書類	縦覧場所
久慈地区	地域水産物供給基盤整備事業	特定漁港漁場整備事業計画書の変更の案	岩手県農林水産部漁港漁村課、県北広域振興局水産部漁港漁村課及び久慈市農林水産部